川崎・北見方野球協議会　会則

（名称）
第１条
会の名称を、川崎・北見方野球協議会とする。

（目的）
第２条
川崎市内の宮前区と高津区で活動する軟式野球チームおよびソフトボールチームが川崎市と連携し、北見方第一野球場・北見方第二野球場を利他の精神で自主的に管理・運営・利用することを目的とする。

（活動）
第３条
主な活動は次の通りとする。
（１）役員・事務局は、会員チームの管理・指導を行い、市役所と情報共有すること。
（２）第４条および第７条の会員組織を基に、毎月定例会を開催すること。
（３）定例会のうち、２月、５月、８月、11 月は北見方第一野球場および北見方第二野球場の利用調整会議を行うこと。
（４）北見方第一野球場および北見方第二野球場の利用状況および利用代金を把握・徴収し、事務局が一括で川崎市に支払うこと。
（５）北見方第一野球場および北見方第二野球場の球場整備マニュアルに沿って維持管理をすること。
（６）北見方第一野球場および北見方第二野球場周辺の自主的な草刈りおよびゴミ清掃活動の実施。
（７）北見方第一野球場および北見方第二野球場の利用状況を協議会内で情報共有し、必要に応じて対外的に情報発信すること。
（８）北見方第一野球場および北見方第二野球場を利用した会員チームによるイベントの実施。
（９）川崎市のイベントへの協力として、事前協議によって球場および人材、ノウハウを提供すること。
（１０）　地域への協力として、事前協議によって球場および人材、ノウハウを提供すること。
（１１）　安全対策などの現場からの声を市役所および多摩道路公園センターに報告し、必要に応じて対策を提言すること。
（１２）　協賛金を募るなどの協議会の維持に関わる全ての企画・活動。
（１３）　その他、協議会にとって必要な事項。

（チーム登録）
第４条
チーム登録は第２条を基本とし、学童から大人までの任意のチーム、また、中学校の部活動も登録申請可能とする。登録申請はインターネット上の指定アドレス（ https://bit.ly/3HTLDIK ）もしくは下記の QR コードから申請し、データは事務局と市役所で厳重に管理することとする。

（１）申請に必要な項目

・チーム名（代表者情報）
・所属組織（中学校、連盟、リーグ等）の名称
・使用球（軟式かソフトボールか等）
・申込者氏名
・申込者連絡先（携帯番号およびメールアドレス）
・所在地（チーム代表者住所）
・協議会の理事予定者
・協議会の理事予定者の連絡先（携帯番号・メールアドレス）
・チームのメンバーのリスト（利用者の半数以上が川崎市民であることが前提）
・チームホームページ、SNS 等のアドレス（第三者および行政が見て存在が確認できる事が望ましい）

申請フォームの QR コードは→

なお、チームの専用球場がある場合はその旨を申告すること（事務局から状況の説明を求めることがある）。また、チームの会則の提出を別途求めることがある。

（２）参加可否は申請内容を基に第５条の役員による精査の上、川崎市と協議し、決定する。参加許可されたチームは「会員チーム」となり、事務局長より定例会に招待された後、利用調整会議に参加することとする。

（３）「会員チーム」は事務局長より案内された協議会指定口座に以下の第５条に定める金額を振込むこと（口座は特段の不都合がない限りこれまでの協議会の口座を利用することとする）。

（会費と球場利用料）
第５条
（１）球場利用料は、川崎市が定める金額に対応し、毎月チームが協議会の口座に支払う。①利用調整会議で決定した予定枠と、実際の利用実績を照らし合わせ、協議会の口座に翌々月 25 日までに振り込む（通帳管理に依存しないキャッシュレス対応を目標に 2024 年を目処にクレジットカード・スマホ決済などに変更予

定。対応できるチームのみ、申込可能。振込みの期日は翌月 7 日までに短縮変更予定）。この時、手数料はチーム負担とする。②市役所への支払いはチーム毎ではなく、協議会として利用実態報告書を基に一括して支払う。
（２）自主管理および協議会運営のため、会費を徴収する。
・入会金　10,000 円
・年会費　10,000 円
・月会費　 1,000 円
主な費用項目は以下の通りとする。
・球場保険
・冬季の霜対策として塩化カルシウムの購入費用
・球場整備の道具費用（トンボ、ブラシ、レーキ等）
・球場の掃除などの維持管理費
・定例会の会場費（月会費にて充当）
・ホームページ作成と維持管理費用、広告作成などの宣伝費用
・役員による市役所との打ち合わせ費用
・役員による行政視察の費用
・球場等の調査、視察費用
・国際交流に関する費用
・球場内でのトラブル対応に係る費用
・その他、役員および市役所が必要と認定した費用
入会金、年会費は、審査完了後、事務局からの案内に従い、一週間以内に協議会の指定口座に入会金及び年会費を振り込むこと。手数料はチーム負担とし、振込みが完了したチームはその旨を事務局および会計担当に連絡すること。支払いがなかった場合は入会を一旦保留として利用調整会議への参加も出来ないものとする。月会費は定例会もしくは利用調整会議の現場にて現金での徴収を行うこととする。

（更新手続きと退会）
第６条
協議会の登録期間は毎年４月１日から翌年の３月末までの12ヶ月間とする。
（１）年度更新は①毎年３月までに事務局から会員チームに案内を行い（初年度2023年のみ2月）②協議会指定口座に振込み後、会計担当が事務局長に報告、②同時にしたチーム登録情報を更新した時点で完了とする。
（２）期限内に更新手続きをしなかったチームは自動的に退会となり、チーム情報は全て破棄される。
（３）途中退会する場合、年会費を日割り計算せずに協議会維持のために寄付することとする。

（役員・理事）

第７条
この会の目的を達成するため次の役員を置く（別紙・創設時の役員は川崎硬式野球協議会の理事とする）。会計担当の期間のみを２年とし、それ以外は再任を妨げない。顧問は川崎市において野球に見識のある川崎市在住者、神奈川県議会議員、川崎市議会議員など地域を代表する議員等に代表および役員から依頼する。顧問の期間は１期４年とする。なお書記以外はその任を重複しないこととする。
（１）役員
会　長　　１名
代　表　　１名
副代表　　１名
事務局長　１名
会　計　　１名
会計監査　１名
顧　問　　若干名
書　記　　１名
（２）理事
会員チームは全権代行として必ず 1 名の理事を選出すること。定例会および利用調整会議に出席し、決定した事項をチーム内で情報共有し、実行すること。
（３）顧問
顧問のうち、議員は神奈川県、川崎市、国土交通省とのパイプ役として協議会の活動を大所高所よりアドバイスし、サポートすること。

（定例会と利用調整会議）
第８条
協議会の運営を円滑に進めるための定例会（毎月）と３ヶ月先の利用予約を決める利用調整会議を２月、５月、８月、11 月に開催する（2 月＝4～6 月分、5 月＝7～9 月分、8 月＝10～12 月分、11 月＝翌年 1～3 月分の利用調整を行う）。
（１）参加者は各チームが選任した理事とする。やむを得ず代行者を立てる場合は事前に事務局長に連絡すること。
（２）不参加の場合は決議の内容に従うこととする。
（３）利用調整の際、連盟やリーグ単位での予約は不可とするが、同じ組織のチームへの代行予約は（１）の手順と同様に事前に認められている場合に限り可能とする。
（４）球場の維持管理に関する情報共有を積極的に行い、行政に報告、提言をすること。
（５）大会（※）などを開催したい場合は、事前に大会概要を事務局に提出し、承諾を得ること。ただし、当日利用するチーム名は事前に事務局に報告し情報共有すること。（※）大会参加チームは協議会登録チームを基本として川崎市、近隣のチームとする。

（６）川崎市の他の地域の協議会と情報共有を行い、球場利用について相互乗入れなどの連携を図ることとする。

（禁止事項）
第９条
球場利用および定例会において特に以下の事項を禁止する。
（１）又貸しの禁止。会員チームが北見方第一及び第二球場を協議会に登録のないチーム・個人、市外のチームに貸すことを禁ずる。
（２）硬式球の使用禁止。
（３）協議会におけるあらゆる会合、イベント等では常に利他の精神を胸に発言、行動することを基本とし、暴言は一切禁止する。また、言行不一致がある理事の意見は採用しない。
（４）ホームページやチームパンフレットに「チーム専用の球場」など、川崎市民に誤解を与えるような表現、記載を禁ずる。
上記の項目が発覚した時点で協議会の役員は即座に会員チームに退会を命ずることができ、当該チームは速やかに従わなければいけない。その際の入会金および年会費の返金は無効とする。

（報告義務と広報）
第１０条
会員チームが球場での事故やトラブルを起こした場合、所轄官庁への連絡の他、即座に事務局長、協議会全体に報告する義務が生じる。
（１）試合・練習中の事故やトラブルの際は、当人同士での解決が基本とするが、必ず相手先の情報を把握し（氏名、チーム名、連絡先など）共有すること。
（２）球場の設備に関する事故やトラブルは市役所への報告を想定し、状況だけでなく写真などの証拠も残すように心掛けること。
（３）広報活動についてはホームページ、SNS等のインターネットでの情報拡散を基本とし、アカウントが出来た段階で共有・情報公開に努めていく。

（球場整備）
第１１条
球場を使用した会員チームは「整備マニュアル」に従って整備し、次のチームが心地良く使用出来るように配慮すること。また、整備用の土については、完全に無くなる前に状況を事務局および会員チームと共有すること。

令和５年２月８日作成
令和５年２月９日施行

別紙

役員・理事構成（令和５年２月９日現在）

会長：大森正勝
代表：加藤純一（川崎硬式野球協議会代表）
副代表：小椚勝（川崎硬式野球協議会理事・川崎北リトルシニアコーチ）
事務局長：中嶌竜平（川崎硬式野球協議会事務局長）
会計：大山雄一郎（川崎硬式野球協議会理事・麻生ボーイズ副代表）
会計監査：太田夏紀（川崎硬式野球協議会理事・川崎中央リトルシニア 事務局長）
広報：河合宏之（川崎硬式野球協議会理事・川崎西リトルシニア事務局長）
顧問：松川正二郎（中原区選出・川崎市議会議員　川崎硬式野球協議会顧問）
顧問：持田文男（神奈川県議会議員）
顧問：矢沢孝雄（宮前区選出・川崎市議会議員）
顧問：大島あきら（高津区選出・川崎市議会議員）
※）顧問は統一地方選挙投票日前日の 4/8（土）までを任期とする。

理事：
理事：
理事：
理事：
理事：
理事：
理事：
理事：
理事：
理事：
理事：
理事：
理事：
理事：
理事：
理事：
※）理事は会員チーム確定後の選出。